

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
12 千葉県	217 柏市	12000	2040005014015	01 一般法人	01 運営中
(7)法人の名称	社会福祉法人よつば				
(8)主たる事務所の住所	千葉県	柏市	大津ヶ丘3丁目4-1-101		
(9)主たる事務所の電話番号	04-7199-7931	(10)主たる事務所のFAX番号	04-7199-7921		
(11)従たる事務所の有無	2 無				
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のホームページURL	http://www.kashiwa-yotsuba.jp/				
(14)法人のメールアドレス	hombu@kashiwa-yotsuba.jp				
(15)法人の設立認可年月日	平成14年3月13日	(16)法人の設立登記年月日	平成14年3月26日		

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	8-10	(2)評議員の現員	8	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	0
(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
青野 直		R3.6.1 ~ R7.6.1	2 無	1 有	3
流山市議会議員			2 無	1 有	2
増岡 克彦		R3.6.1 ~ R7.6.1	2 無	1 有	2
病院室長			2 無	1 有	2
山下嘉人		R3.6.1 ~ R7.6.1	2 無	2 無	3
柏市社会福祉協議会事務局長			2 無	2 無	2
佐藤 尚文		R3.6.1 ~ R7.6.1	2 無	2 無	2
コンビニオーナー			2 無	2 無	1
川島 三千代		R3.6.1 ~ R7.6.1	2 無	2 無	0
会社経営			2 無	2 無	2
細田智子		R4.12.9 ~ R7.6.1	2 無	2 無	1
福祉施設職員			2 無	2 無	0
鈴木正幸		R3.6.1 ~ R7.6.1	2 無	2 無	2
会社経営			2 無	2 無	2
中村 信子		R3.6.1 ~ R7.6.1	2 無	2 無	2
ボランティア団体役員					

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6~8	(2)理事の現員	7	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	2,045,000	2 特例無
(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注)	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況
	(3-8)理事の任期		(3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
勝本 正貴	1 理事長	令和1年6月21日	2 非常勤	令和1年6月14日	キリスト協会 牧師	2 無
	R3.6.11 ~ R5.6		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無	2 理事報酬のみ支給
寺尾 直宏	3 その他理事		2 非常勤	令和1年6月14日	家族会役員	2 無
	R3.6.11 ~ R5.6		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	2 理事報酬のみ支給
桜井 宏一	3 その他理事		2 非常勤	令和1年6月14日	福祉施設 職員	2 無
	R3.6.11 ~ R5.6		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	2 理事報酬のみ支給
浅井 紀明	3 その他理事		2 非常勤	令和1年6月14日	会社経営 / 福祉施設 職員	2 無
	R3.6.11 ~ R5.6		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無	2 理事報酬のみ支給
室山 圭史	3 その他理事		2 非常勤	令和1年6月14日	福祉施設 職員	2 無
	R3.6.11 ~ R5.6		1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者		2 無	1 理事報酬及び職員給料ともに支給
寺島 夕	3 その他理事		2 非常勤	令和1年6月14日	福祉施設 職員	2 無
	R3.6.11 ~ R5.6		2 事業区域における福祉に関する実情に通じている者		2 無	2 理事報酬のみ支給
志々見 厚子	3 その他理事		2 非常勤	令和1年6月14日	福祉施設 職員	2 無
	R3.6.11 ~ R5.6		3 施設の管理者		2 無	1 理事報酬及び職員給料ともに支給

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績) (円)	55,000
(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-6)前会計年度における理事会への出席回数		
長谷川 秀夫	司法書士・行政書士	2 無	令和3年6月11日	R3.6.11 ~ R5.6	6 財務管理に識見を有する者(その他)
		2 無			1
湯上 弘子	福祉施設 職員	3 社会福祉事業に識見を有する者(その他)	令和3年6月11日	R3.6.11 ~ R5.6	3

5. 前会計年度・当該会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当該会計年度の会計監査人の氏名(監査法人の場合は監査法人名)	(2-2)当該会計年度の会計監査人の監査報酬額(円)

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の数	①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	1	③非常勤者の実数	3
			常勤換算数	0.5	常勤換算数	1.6
(2)施設・事業所職員の数	①常勤専従者の実数	23	②常勤兼務者の実数	1	③非常勤者の実数	51
			常勤換算数	1.0	常勤換算数	23.3

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数	(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員 理事 監事 会計監査人	

令和4年4月15日	5	1	1	0	報告事項（審議なし）
令和4年6月17日	5	1	1	0	令和3年決算報告（計算書類及び財産目録の承認）
令和4年12月9日	4	1	1	0	報告事項（審議なし）

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
令和4年6月3日	6	1	・令和3年度 事業報告 ・令和3年度 会計決算報告及び監事監査報告 ・規程の改訂、(就業規則・給与規程) ・定時評議員会の招集
令和4年11月25日	7	2	・令和4年上期事業報告 ・令和4年度上期会計決算報告 ・令和4年度第一次補正予算 ・規程の改訂（給与規程・沼南荘運営規程） ・評議員の推薦 ・評議員会召集の決議
令和5年3月24日	6	1	・令和4年度 第2次補正予算 ・令和5年度 事業計画 ・令和5年度 収支予算案 ・規則の改訂（虐待防止対応規程・就業規則・給与規程） ・第三者委員、苦情・虐待委員の承認

(4)うち開催を省略した回数 0

9. 前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	長谷川 秀夫 湯上 弘子
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	特になし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	特になし

10. 前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称	②事業所の名称				
		③事業所の所在地		④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位の事業開始年月日	⑦事業所単位の定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)						
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積
		イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)
001	よつば障害者福祉拠点	00000001	本部経理区分	本部会計				
		千葉県 柏市	大津ヶ丘3-4-1-101	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成14年3月13日	0	0
		ア建設費					0	71,600
		イ大規模修繕						
001	よつば障害者福祉拠点	02130113	障害福祉サービス事業(就労継続支援B型)	B型よつば工房				
		千葉県 柏市	柏インター南11-2	1 行政からの賃借等	3 自己所有	平成14年3月14日	40	5,307
		ア建設費					0	232,180
		イ大規模修繕						
001	よつば障害者福祉拠点	02130113	障害福祉サービス事業(就労継続支援B型)	B型青い鳥				
		千葉県 柏市	大津ヶ丘3-5-1-105	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成19年4月1日	40	5,325
		ア建設費					0	472,650
		イ大規模修繕						
001	よつば障害者福祉拠点	02130112	障害福祉サービス事業(就労継続支援A型)	A型かるのこ				
		千葉県 柏市	大井1872-2	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成23年10月1日	20	3,656
		ア建設費					0	149,000
		イ大規模修繕						
001	よつば障害者福祉拠点	02130114	障害福祉サービス事業(共同生活援助)	グループホーム沼南荘				
		千葉県 柏市	大井718 ビュー大木戸1-104	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成17年7月1日	24	12,918
		ア建設費					0	734,970
		イ大規模修繕						
001	よつば障害者福祉拠点	02130114	障害福祉サービス事業(共同生活援助)	グループホーム加-ハ-ハウス				
		千葉県 千葉市中央区	塩田町212-2 コーポレーションA103	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成18年4月1日	18	4,694
		ア建設費					0	417,360
		イ大規模修繕						
001	よつば障害者福祉拠点	02130501	地域活動支援センター	地活せつ-加-ハ-柏				
		千葉県 柏市	松ヶ崎749-2	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成20年4月1日	19	1,649
		ア建設費					0	81,000
		イ大規模修繕						
001	よつば障害者福祉拠点	02130303	計画相談支援	サポ-トセンターよつば				
		千葉県 柏市	大津ヶ丘3-4-1-101	2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	令和3年4月1日	2	391

001	者福祉拠点	ア建設費						0	71,600	
		イ大規模修繕								
001	よつば障害者福祉拠点	02130114	障害福祉サービス事業（共同生活援助）		グループホーム加戸-北柏					
		千葉県	柏市	根戸409-11マンションビル		2 民間からの賃借等	2 民間からの賃借等	平成21年10月1日	0	0
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称					
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称		②事業所の名称					
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況(当該拠点区分における主たる事業(前年度の年間収益が最も多い事業)に計上)								
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積		
イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)	(ア) - 5 修繕年月日(5回目)	(イ) 修繕費合計額(円)				

1 1. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

- コロナ禍であつたが以下の事業を行った。
- ① リーダー会議・サビ管会議のリポート併用開催。
 - ② ホームページの刷新・チラシの活用で広報活動に力を入れた。
 - ③ 生活介護事業の開設に向けてチラシ作成・行政との調整・事業所物件の決定・学校他関連機関への広報活動。
 - ④ 市民向け啓発講演会の主催。
 - ⑤ 利用者アンケートの実施

11-2. 地域における公益的な取組(地域公益事業(再掲)含む)

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
地域における公益的な取組①(地域の要支援者に対する相談支援)	サポートセンターよつば	柏市大津ヶ丘3-4-1-101
	障害者等に対する生活上の相談、アドバイス	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	青い鳥	柏市大津ヶ丘3-5-1-105
	ボランティアの受け入れ等による福祉人材の養成	
地域における公益的な取組⑦(地域住民に対する福祉教育)	法人よつば	柏市 アミゼ柏クリスタルホール
	地域に向けた啓発講演会の開催	

1 2. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額等の総額(円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額(計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業(社会福祉事業に類する小規模事業)(円)	0
②地域公益事業(円)	0
③公益事業(円)	0
④合計額(①+②+③)(円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	～

1 3. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組

①任意事項の公表の有無

①事業報告	1 有
②財産目録	1 有
③事業計画書	1 有
④第三者評価結果	2 無
⑤苦情処理結果	1 有
⑥監事監査結果	1 有
⑦附属明細書	1 有

(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況

①事業運営に係る公費(円)	212,176,264
②施設・設備に係る公費(円)	500,000
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額(円)	0

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度
-----	---------

1 4. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況

①実施者の区分	04 税理士法人
②実施者の氏名(法人の場合は法人名)	勝畑元宏税理士事務所
③業務内容	イ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援
④費用[年額](円)	1,338,477

(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況

①所轄庁から求められた改善事項	特になし
②実施した改善内容	特になし

15. その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入	2 無
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●）	
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

16. 社員として所属する社会福祉連携推進法人の名称

障害者福祉拠点 拠点区分 資金収支計算書

(自)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
収入	就労支援事業収入	47,183,000	47,428,437	△ 245,437	
	生産活動事業収入	47,183,000	47,428,437	△ 245,437	
	障害福祉サービス等事業収入	257,785,000	261,327,924	△ 3,542,924	
	自立支援給付費収入	210,185,000	212,785,241	△ 2,600,241	
	訓練等給付費収入	204,462,000	206,971,687	△ 2,509,687	
	計画相談支援給付費収入	5,116,000	5,204,577	△ 88,577	
	障害児相談支援給付費収入	607,000	608,977	△ 1,977	
	利用者負担金収入	26,198,000	25,291,141	906,859	
	その他の事業収入	21,402,000	23,251,542	△ 1,849,542	
	補助金事業収入	21,267,000	22,916,542	△ 1,649,542	
	その他の事業収入	135,000	335,000	△ 200,000	
	経常経費寄附金収入	1,690,000	1,740,000	△ 50,000	
	受取利息配当金収入	1,000	554	446	
	その他の収入	4,501,000	6,559,455	△ 2,058,455	
雑収入	4,501,000	6,559,455	△ 2,058,455		
雑収入	4,501,000	6,559,455	△ 2,058,455		
事業活動収入計(1)	311,160,000	317,056,370	△ 5,896,370		
事業活動による収支	人件費支出	174,706,000	174,894,518	△ 188,518	
	役員報酬支出	2,095,000	2,045,000	50,000	
	職員給料支出	56,650,000	56,723,249	△ 73,249	
	職員賞与支出	18,783,000	18,781,619	1,381	
	非常勤職員給与支出	78,669,000	77,260,143	1,408,857	
	退職給付支出	2,894,000	2,892,500	1,500	
	法定福利費支出	15,615,000	17,192,007	△ 1,577,007	
	事業費支出	63,168,000	64,090,403	△ 922,403	
	給食費支出	5,530,000	5,593,892	△ 63,892	
	保健衛生費支出	481,000	468,155	12,845	
	教養娯楽費支出	716,000	829,967	△ 113,967	
	日用品費支出	2,176,000	2,250,336	△ 74,336	
	水道光熱費支出	11,862,000	12,821,328	△ 959,328	
	燃料費支出	1,995,000	1,998,145	△ 3,145	
	消耗器具備品費支出	2,993,000	3,094,062	△ 101,062	
	保険料支出	735,000	813,125	△ 78,125	
	賃借料支出	36,301,000	35,552,311	748,689	
	車輛費支出	86,000	146,060	△ 60,060	
	管理費返還支出(その他)	100,000	200,000	△ 100,000	
	旅費交通費支出	18,000	28,442	△ 10,442	
	修繕費支出	7,000	22,990	△ 15,990	
	保守料支出	168,000	271,590	△ 103,590	
	事務費支出	27,658,000	27,571,777	86,223	
	福利厚生費支出	481,000	567,453	△ 86,453	
	旅費交通費支出	80,000	70,761	9,239	
	研修研究費支出	369,000	403,544	△ 34,544	
	事務消耗品費支出	1,579,000	1,977,772	△ 398,772	
	水道光熱費支出	1,345,000	1,320,084	24,916	
	燃料費支出	20,000	17,199	2,801	
	修繕費支出	3,434,000	3,585,958	△ 151,958	
通信運搬費支出	2,297,000	2,357,991	△ 60,991		
会議費支出	89,000	73,675	15,325		
広報費支出	250,000	356,057	△ 106,057		
業務委託費支出	4,902,000	5,114,963	△ 212,963		
その他の委託費支出	4,902,000	5,114,963	△ 212,963		
支出					

障害者福祉拠点 拠点区分 資金収支計算書

(自)令和 4年 4月 1日(至)令和 5年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
	手数料支出	484,000	474,425	9,575	
	保険料支出	2,249,000	2,352,325	△ 103,325	
	賃借料支出	6,615,000	6,260,447	354,553	
	租税公課支出	180,000	296,404	△ 116,404	
	保守料支出	1,752,000	815,300	936,700	
	渉外費支出	635,000	586,571	48,429	
	諸会費支出	299,000	299,930	△ 930	
	雑支出	598,000	640,918	△ 42,918	
	雑支出	598,000	640,918	△ 42,918	
	就労支援事業支出	49,959,000	51,178,732	△ 1,219,732	
	就労支援事業販売原価支出	48,787,000	50,019,586	△ 1,232,586	
	就労支援事業製造原価支出	48,797,000	50,019,586	△ 1,222,586	
	就労支援事業仕入支出	△ 10,000		△ 10,000	
	就労支援事業販管費支出	1,172,000	1,159,146	12,854	
	事業活動支出計(2)	315,491,000	317,735,430	△ 2,244,430	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	△ 4,331,000	△ 679,060	△ 3,651,940	
施設整備等による収支	収入				
	施設整備等補助金収入	500,000	500,000	0	
	施設整備等補助金収入	500,000	500,000	0	
	施設整備等収入計(4)	500,000	500,000	0	
	支出				
固定資産取得支出	6,240,000	5,739,892	500,108		
建物取得支出(基本財産)	5,740,000		5,740,000		
建物取得支出	0	5,739,892	△ 5,739,892		
車輛運搬具取得支出	500,000		500,000		
施設整備等支出計(5)	6,240,000	5,739,892	500,108		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	△ 5,740,000	△ 5,239,892	△ 500,108		
その他の活動による収支	収入				
	長期貸付金回収収入	10,000	79,700	△ 69,700	
	その他の活動収入計(7)	10,000	79,700	△ 69,700	
	支出				
	その他の活動による支出		216,000	△ 216,000	
長期前払費用支出		216,000	△ 216,000		
その他の活動支出計(8)	0	216,000	△ 216,000		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	10,000	△ 136,300	146,300		
予備費支出(10)	0	—	0		
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△ 10,061,000	△ 6,055,252	△ 4,005,748		
前期末支払資金残高(12)	118,086,381	112,641,128	5,445,253		
当期末支払資金残高(11)+(12)	108,025,381	106,585,876	1,439,505		

障害者福祉拠点 拠点区分 貸借対照表
令和 5年 3月31日現在

(単位:円)

資産の部				負債の部			
	当年度末	前年度末	増減		当年度末	前年度末	増減
流動資産	112,129,735	118,588,123	△ 6,458,388	流動負債	3,325,104	4,021,164	△ 696,060
現金預金	46,190,733	60,753,398	△ 14,562,665	事業未払金	237,993	814,412	△ 576,419
事業未収金	38,884,887	34,381,498	4,503,389	預り金	845,152	1,305,456	△ 460,304
未収金	4,850,180	3,924,466	925,714	職員預り金	2,241,959	1,901,296	340,663
未収補助金	9,997,502	9,099,706	897,796				
貯蔵品	707,891	298,767	409,124				
商品・製品	1,629,892	1,485,573	144,319				
原材料	588,863	440,258	148,605				
立替金	1,228,973	1,286,463	△ 57,490				
前払金	6,150,615	5,062,515	1,088,100				
仮払金	1,900,199	1,855,479	44,720				
固定資産	38,582,302	38,148,316	433,986	固定負債	4,600,000	4,465,000	135,000
基本財産	13,367,560	14,979,262	△ 1,611,702	長期預り金	4,600,000	4,465,000	135,000
建物	11,367,560	12,979,262	△ 1,611,702	負債の部合計	7,925,104	8,486,164	△ 561,060
定期預金	2,000,000	2,000,000	0				
その他の固定資産	25,214,742	23,169,054	2,045,688	純資産の部			
建物	17,441,673	14,421,525	3,020,148	基本金	27,753,732	27,753,732	0
車輛運搬具	66,179	599,005	△ 532,826	第2号基本金	27,753,732	27,753,732	0
器具及び備品	1,150,270	1,728,204	△ 577,934	国庫補助金等特別積立金	3,483,448	3,925,705	△ 442,257
長期貸付金	0	79,700	△ 79,700	その他の積立金			
差入保証金	2,165,531	2,165,531	0	次期繰越活動増減差額	111,549,753	116,570,838	△ 5,021,085
長期前払費用	1,005,608	789,608	216,000	(うち当期活動増減差額)	△ 5,021,085	133,614	△ 5,154,699
その他の固定資産	3,385,481	3,385,481	0	純資産の部合計	142,786,933	148,250,275	△ 5,463,342
資産の部合計	150,712,037	156,736,439	△ 6,024,402	負債及び純資産の部合計	150,712,037	156,736,439	△ 6,024,402

1. 名称 本部事務局

所在地・電話 千葉県 柏市 大津ヶ丘 3-4-1-101

電話 04-7199-7931

開所日数 : 5 日/週

開所時間 : 8 時間/日 9:00 - 18:00

職員体制

氏名	職種	勤務形態	勤務日数
小池 和雅	事務局長	常勤	週 4 日
吉田 満	事務局員	非常勤	週 4 日
奥山 明美	事務局員	非常勤	週 4 日
光永由美子	事務局員兼務	非常勤	週 2 日

令和 4 年度事業方針

社会福祉法人として社会に必要な事を第一に努める。

・制定された5か条の理念に基づき法人運営を目指していく。

- (1)利用者一人一人が生き生きと過ごされるように支援する。
- (2)お互いを思いやり、心を満たす福祉の実現を目指す。
- (3)障害者の人権・自己決定を尊重し、障害者の幸せを支援する職員へと成長を目指す。
- (4)住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、働きかけをしたい。
- (5)地域の一員として、共に生き、共に感じ、共に成長する。

重点目標

職員全員が法人運営を自分の事として行動する。

地域に法人事業を発信する。

法人運営の安定化を図り、仕事の達成感が持てる法人を目指す。

利用者が通所したい・住みたい事業所を追求する。

法人全体で5パーセントの収益を見込み、生活介護事業所開設等の先行投資費用を借り入れ無しの単年度処理で行う。

2. 事業報告 (総括)

社会福祉法人よつば が20周年となる節目の年であった。令和4年度も新型コロナウイルス感染防止対策を徹底の上、利用者の安全を確保しつつ事業活動を行った。2回の啓発講演会、zoomを活用した内部研修等、講演・研修事業を行った。生活介護事業がスタートした、当初は利用者確保が課題であったが、3月末現在で利用者10名の登録を得た。また、沼南荘 を5名定員で増床した。

当法人においてはコロナ禍ではあるものの利用者確保に取り組んだ。一方訓練等給付は事業所収入のばらつきはあるが沼南荘の空床が減少したこと、かるのこの給付収入の増加

(報酬単価の改訂(かるのこ参照))で法人全体として、給付費についてはほぼ当初見込みで推移することが出来た。

コロナ禍でイベントは中止、施設外就労は規模縮小となった。日中系事業所の授産収入は青い鳥のクッキー販売を工夫して増収となった。かるのこの弁当価格の値上げで販売数が減少したものの(3月末現在販売数は増加に転じている)、各事業所で増収の取り組みを行い総授産収入を増やすことができた。

3. 事業報告 (中期計画・重点目標に対する取り組み)

(1) 3か年計画の実現した項目と今後の事業の見直しを理事・評議員・職員の知恵を頂き計画の再構築を行う。また、年間計画の策定を行い法人運営に活用した。

令和4年度は以下の事業を行った。

社会福祉法人よつば 20周年式典 開催(11月2日 アミュゼ柏)。

理事会・評議員会の開催。(理事会 3回、評議員会 3回)

リーダー会議・サビ管会議のリモート併用開催。

ホームページの刷新・法人パンフレットのリニューアル作成。

生活介護事業の開所に向けて 場所の選定、職員採用、施設改修、相談事業所への広報、見学対応等を実施し 年度末には利用者登録 10名となる。

市民向け啓発講演会の開催。

9月・11月・3月(家族会共済)に市民向け啓発講演会を実施、市民に迎えらるる法人の構築を目指した。

利用者アンケートの実施・職員アンケートの実施。課題について職員間の共有と検証を行うことができた。

内部研修(zoom) 年2回実施 新職員研修1回

以上、事業計画に組まれた事業は全て実施出来た。

外部への発信・継続事業

(1)よつば だよりの発行(隔月)継続発行

柏周辺の事業所への配布による情報の発信と家族会・役員・評議員各位への配布による情報共有が図られた。

(2)職員の支援力を高める学習機会の提供。よつばライブラリー活用・福祉職員向け研修制度(サポ タ ズカレッジ)導入をはじめとする研修情報の提供、受講の呼び掛けを行った。内部研修開催で zoom を活用し質の高い講義が出来るよう講師を迎え開催する事が出た。

(3) 近隣行政機関に商品の販売(青い鳥クッキー等)、啓発講演会の後援を行政から頂き実施した。地域住民(商店会)活動に参加・他法人のB型事業との連携・家族会啓発講演会の共催など関係機関との連携を図る。

(4) 法人全体での収益の黒字化を目指し、目標を 1500 万円としたが、新規事業開設等、事業拡充のための先行投資を行い、収支は赤字となったが給付費については前年より増額し令和3年(296,018,675)、令和4年(306,000,000)となった。障害者のための事業展開に向けて次年度計画(令和5年給付費予算 337,680,000)に繋げた。

先行投資として「生活介護事業」の開設、沼南荘 の増床を実施した。

問題事項

今後の法人運営に欠かすことのできない、職員育成プログラム(サポーターズカレッジ・啓発講演会・内部研修・新人研修)の実施においても、まだ職員育成へ浸透が見られず、事故・苦情・等についても今後の課題としていきたい。

法人全体の報告

・職員数

令和5年3月31日現在 78名

正規職員 15名

契約職員(夜勤含む) 63名

ボランティア様 援助 (延べ人数)

ハートシップ 個人

工房	87	8
青い鳥	80	28
クローバ柏	96	
かるのこ		45
クローバーハウス		5

職員研修参加実績(内部研修・外部研修) (人)

本部	12
かるのこ	25
よつば工房	18
青い鳥	23
クローバ柏	21
沼南荘	43
クローバーハウス	8
サポートセンター	10

他 Zoom・サポカレ受講数

登録利用者数 登録 3月平均利用 (人)

かるのこ	22	15.1/日
よつば工房	37	23.7/日
青い鳥	44	19.7/日
まーる沼南	10	6.6/日
クローバ柏	31	6.9/日
沼南荘	37	入居数
クローバーハウス	14	入居数
サポートセンター	91	相談登録数
合計	286 (195 相談除く)	

事故・苦情・ヒヤリハット

	件数
事故	4
苦情	6
ヒヤリハット	8
虐待	1

社会福祉法人よつば 定款

柏市大津ヶ丘 3-4-1-101

TEL・FAX 04-7199-7931

(令和2年1月14日)

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫されることにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

障害福祉サービス事業の経営

地域活動支援センターの経営

相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人よつば という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の経済的に困窮する者などを支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を 千葉県柏市 に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 8 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選定委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 3 名の合計 5 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

但し、外部委員の 2 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

- 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は全て非常勤とし報酬等は支給しない。ただし、その職務を執行するために要する費用は「役員等報酬及び費用に関する規程」による。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5~6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

- 2 議長は、その都度評議員の互選で定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任す

ることとする。

- 5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事は業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 2 1 条 役員に対して評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 2 2 条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員 (以下「管理者等」という。) は、理事会において、選任及び解任する。

3 管理者等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 2 3 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 2 4 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 2 5 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 2 6 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席者の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることが出来るものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 2 7 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 2 8 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 千葉県柏市柏の葉 5 丁目 3 番所在の木造平屋建一棟

(2 1 2 . 5 8 平方メートル)

(2) 定期預金 2,000,000円

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、千葉県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、千葉県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資を言う。以下同じ)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(また、従たる事務所に3年間)備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所(及び従たる事務所)に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるものの他、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援すること等を目的として公益事業を行うことができる。

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、千葉県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を千葉県知事に届けなければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第 4 0 条 この法人の公告は、社会福祉法人よつば の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第 4 1 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 一 . この定款は、平成 1 4 年 3 月 1 3 日から施行する。
- 一 . この定款は、平成 1 5 年 6 月 2 7 日に一部変更し施行する。
- 一 . この定款は、平成 1 6 年 4 月 1 日に一部変更し施行する。
- 一 . この定款は、平成 1 7 年 3 月 2 1 日に一部変更し施行する。
- 一 . この定款は、平成 1 7 年 5 月 3 0 日に一部変更し施行する。
- 一 . この定款は、平成 1 8 年 3 月 2 6 日に一部変更し施行する。
- 一 . この定款は、平成 1 9 年 3 月 2 4 日に一部変更し施行する。
- 一 . この定款は、平成 1 9 年 9 月 2 1 日に一部変更し施行する。
- 一 . この定款は、平成 2 0 年 4 月 1 日に一部変更し施行する。
- 一 . この定款は、平成 2 4 年 4 月 1 日に一部変更し施行する。
- 一 . この定款は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日に一部変更し施行する。
- 一 . この定款は、平成 2 7 年 1 1 月 2 1 日に一部変更し施行する。
- 一 . この定款は、平成 2 9 年 4 月 1 日に一部変更し施行する。
- 一 . この定款は、平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日に一部変更し施行する。
- 一 . この定款は、令和 1 年 7 月 2 8 日に一部変更し施行する。
- 一 . この定款は、令和 2 年 1 月 1 4 日に一部変更し施行する。

社会福祉法人 よつば 役員等報酬及び費用に関する規程 (Rev.1)

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 よつば(以下「本法人」という。) 定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員等(評議員・評議員選定委員) の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員、評議員選定委員をいう。
- (3) 報酬等とは、法人と委任関係にある 役員の職務執行の対価として支払われるものである。
- (4) 費用とは、評議員、評議員選定委員の職務の遂行に伴い発生する 食卓費、交通費、旅費(宿泊費を含む。) 等の経費をいい報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員等の報酬または費用)

第 3 条 役員等に対しては、職務遂行の対価として、別表 1 のとおり報酬または費用を支給するものとする。

(会議・監査等への出席費用)

第 4 条 非常勤の理事長に対する報酬の額は 週 2 日以上職務遂行を行うものとし、その責任に対する対価として別表 1 に定める。

- 2 非常勤の理事長以外の役員、評議員、評議員選定委員には理事会、評議員会、監査等への出席など職務の責任に対する対価として別表 1 に定める額を支給する。

(出張旅費)

第 5 条 役員等がその職務のために出張をする場合の交通費は、その実費を弁償する。

但し、自由席、エコノミークラス利用とする。

(支給方法)

第 6 条 役員に対する報酬は本人の同意を得た上で、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 評議員、評議員選定委員に対する費用は、その都度支給する。

(適用除外)

第7条 職員(従業者)を兼務する役員等は、職員としての業務を除く法人職務に限りこの規程を適用することができる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行うものとする。

別表 1

役職名	報酬額	費用額
理事長	月額 160,000 円	
理事長以外の理事、監事	会議出席毎 5,000 円	
評議員、評議員選定委員		会議出席毎 3,000 円

附則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より適用する。(Rev.0)
2. この規程は、令和 1 年 6 月 21 日に改定し、同 7 月 1 日から施行する。(Rev.1)